

資料 1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「本事業の対象施設」とは、本事業の対象となる公共施設をいい、「本施設」、「国施設」、「市道中道奥田線」（予定）及び「鼠ヶ関川親水護岸」（予定）で構成される。
- (2) 「本公共施設」とは、「本施設」及び「国施設」で構成される施設をいう。
- (3) 「本施設」とは、本事業において事業者が整備し、維持管理及び運営業務を行う公共施設をいい、地域振興施設、イベント広場、雨水貯留施設、外構等屋外施設及び提案施設（任意）で構成される。（ただし、維持管理及び運営業務の範囲は資料 2 及び資料 9 による。）
- (4) 「国施設」とは、本事業において事業者が整備し、本市が管理を行う公共施設であり、本事業において事業者が維持管理を行う公共施設をいい、24h トイレ、道路・観光情報コーナー、子育て支援施設、防災施設及び外構等屋外施設で構成される。（ただし、維持管理の範囲は資料 2 及び資料 9 による。）
- (5) 「市道中道奥田線」とは、本市が整備し、管理を行う公共施設であり、本事業において事業者が維持管理を行う予定の公共施設である市道中道奥田線をいう。（ただし、維持管理の範囲は資料 2 及び資料 9 による。）
- (6) 「鼠ヶ関川親水護岸」とは、本市が整備し、県管理河川について市が河川占用を行う予定の公共施設である鼠ヶ関川親水護岸をいう。（ただし、維持管理の範囲は資料 2 及び資料 9 による。）
- (7) 「付帯施設」とは、本事業との相乗効果が期待される民間施設であり、本公共施設の用途または目的を妨げない範囲において、事業者の創意工夫により提案し、自らのアイディア及びノウハウを活かした整備・運営等を行う施設をいう。
- (8) 「付帯施設整備運営事業」とは、要求水準書に示す付帯事業（民間事業）のうち、付帯施設の整備を伴うものをいう。
- (9) 「自主運営事業」とは、要求水準書に示す付帯事業（民間事業）のうち、付帯施設の整備を伴わないものをいう。
- (10) 「関連事業」とは、本事業に関連する事業として事業者が適宜調整・連携を行うものであり、国整備事業の高速道路（法面含む）及び市整備事業の粗造成をいう。
- (11) 「事業予定地」とは、「資料 3 事業予定地位置図」に示す本公共施設の事業予定地（約 2.1ha）をいい、「市道中道奥田線」及び「鼠ヶ関川親水護岸」は含まない。
- (12) 「運用開始」とは、本公共施設の供用及び営業を開始する日をいう。
- (13) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- (14) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外のもの（要求水準書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないも

のをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。

- (15) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他本公共施設の設計に係る一切の書類をいう。
- (16) 「施工計画書」とは、事業者が作成する本公共施設の建設工事に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (17) 「完成図書」とは、事業者が作成する本公共施設の竣工に伴う一切の書類をいう。
- (18) 「修繕」とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状、又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (19) 「保守」とは、建築物等の必要とする性能、又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
- (20) 「点検」とは、建築物等の機能の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常、又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を講じることの判断を含む。
- (21) 「清掃」とは、汚れを除去すること又は汚れを予防することにより、仕上げ材等を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (22) 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。